

大切な住まいを守るため、耐震化の実施をご検討ください。

木造住宅耐震改修促進事業のご案内

福井市では、木造住宅の耐震化を進めるため、耐震性が不足していると診断された住宅を対象に、耐震改修等工事などに必要な費用の一部を補助しています。

申込みの要件

【対象となる住宅】

- ・昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅。
- ・一般診断法等による耐震診断で、上部構造評点が1.0未満の住宅。
一般診断法等：一般診断法または精密診断法など

【申込みできる方】

- ・以下の2つの条件を両方満たしている方。
一戸建ての木造住宅を個人で所有し、自ら居住している方。
市税を完納している方。
申込みは、1所有者につき1回限りです。

補助金額

耐震改修等工事に必要な費用を、工事内容に応じて下記の上限額まで補助します。
補助対象となる耐震改修等工事費には、設計費・工事監理費は含まれません。

【耐震改修】140万円まで(自己負担35万円) 1、2

- 1 「高齢者世帯」や「令和7年度までに耐震診断を実施」の場合、
上限額は**175万円(自己負担なし)**となります。
- 2 過去に補強プラン作成し、補強工事に至らなかった世帯が、新たに段階改修または部分改修の補強プランを作成し、耐震改修工事を実施した場合、上限額に**10万円を加算**します。
(1に該当しない場合のみ)

【耐震シェルター】30万円まで(自己負担7.5万円) 3

- 3 「高齢者世帯」の場合、上限額は**37.5万円(自己負担なし)**となります。

「高齢者世帯」：単身または夫婦世帯で、いずれか一方が65歳以上の世帯

提出書類

1. 交付申請書(様式第1-1号)
2. 耐震補強計画書(様式1-2号)
3. 計算書等一式
(診断計算書[改修前、改修後] 図面、見積書など)
4. 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類
(固定資産 土地・家屋 評価証明書「注」、など)
5. 住宅の所有者の前年度の納税証明書「注」
6. 同意書(様式第1-3号) 委任状
7. 家族構成報告書(様式1-5号)

様式は建築指導課ホームページからダウンロードできます。
申請内容により、追加書類が必要となる場合があります。
「注」の書類は、市役所内で取得できます(有料)。

対象となる工事等

【耐震改修】

[全体改修]
上部構造評点が1.0以上となる工事。
(評点を上げるのが困難な場合は、0.7以上)

[部分改修]

1階にある居間や寝室を部分改修する工事で、住宅全体の上部構造評点が改修前を上回り、改修後の部分診断評点が1.5以上となる工事。

【耐震シェルター】

公的機関等の認定・試験等により性能が認められた耐震シェルターを設置する工事。

申請の方法、補助制度の内容等について、詳しくはお問い合わせください。

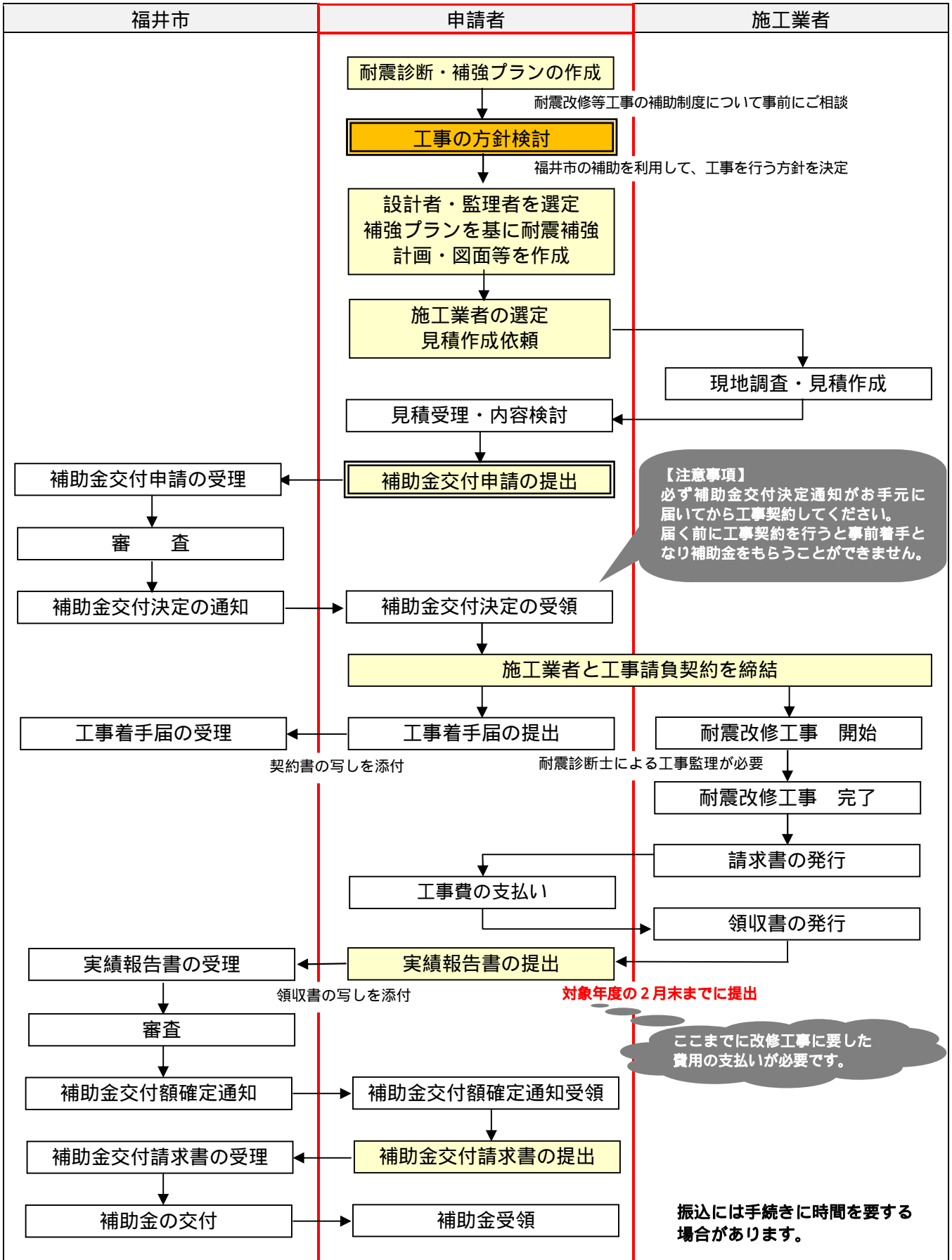
福井市役所 本館5階 建築指導課 (申請・問合せ窓口)

TEL 0776-20-5574

HP



補助申請手続きの流れ



施工業者による補助金の代理受領を行う場合は、手続きの流れが変わります。詳しくはお問い合わせください。
耐震改修補助に加えて、一定基準以上の耐震改修を行うことで、耐震改修促進税制として所得税控除（税務署）や
固定資産税減額措置（資産税課）などの税制優遇措置を受けられる場合があります。